

平成 30 年度

定期監査等結果報告書

甲佐町監査委員 本田 進

甲佐町監査委員 中村 幸男

定期監査等結果報告書

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査等を、また同条第 7 項の規定に基づく補助金等の当該財政的援助に係る団体の監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりこの結果を報告する。

なお、細部についてはその都度担当課へ口頭で指摘、あるいは意見を申し述べておいたもので要点のみの報告とする。

I. 監査の期間

平成 30 年 10 月 22 日・23 日・24 日・29 日・30 日
11 月 5 日（6 日間）（財政援助団体含む）

II. 監査の対象

総務課、くらし安全推進室、企画課、地域振興課、環境衛生課、福祉課、農政課、建設課、会計課、税務課、住民生活課、総合保健福祉センター、町民センター、議会事務局、学校教育課、社会教育課、甲佐小学校、龍野小学校、乙女小学校、白旗小学校、甲佐中学校
財政援助団体・・・甲佐町青少年健全育成町民会議、シルバー人材センター

III. 監査の結果

1 予算の執行状況について

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの上半期の予算執行状況について監査を実施したが、一般会計、各特別会計、水道事業会計とも諸法令及び財務規則に定められた手続きによって執行されており、経費は予算の目的に従って支出され、事務事業は全体的に適正に処理されていると認められる。

平成 30 年 9 月 30 日現在の各会計の予算執行状況は別表 1～6 のとおり。

一般会計では、収入率が 26.2%（前年度 21.7%）で、支出率は、23.1%（前年度 20.0%）となっている。

2 指摘事項について

指摘事項については、以下に述べる。

(1) 町営住宅について

町営住宅については、建設課において「入居者管理台帳」を団地ごとに作成して管理がなされている。しかしながら契約内容の様式は統一されておらず、保証人が一人の場合と二人の場合もあり、又、入居者に変動があったりしても鉛筆書きされているなどの不備が目立つため、台帳の整備を急がりたい。また家賃の口座引き落としの割合は 52%と低いので、70%以上となるよう工夫されたい。なお、契約請書には期限が設定されていないので、併せて検討されたい。

一方、家賃滞納者は入居全 131 戸のうち 31 戸で、総額 4,998 千円あり、うち滞納額ワースト 10 名で 4,391 千円となっている。回収のための努力が足りないところも散見されるが、中には悪質と思われる滞納者も含まれているようなので、入居者及び保証人とも精力的に交渉して、最終的には法的措置を講じるべきである。

(2) 児童及び生徒のむし歯について

12 歳児の一人平均のむし歯数（平成 29 年度調べ）は、全国平均が 0.82 本に対して熊本県平均は 1.06 本と劣っており、さらに甲佐町平均は 2.19 本と県内でも最下位に近い状況にある。歯は人の器官の中で最も重要なものの一つであり、国においても、「80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とう」と、口腔保健施策を推進している。

全国でトップは新潟県と愛知県の一人平均 0.4 本である。平成 7 年頃には先進地である新潟県で研修をしており、甲佐町でもフッ化物洗口を小中学校において導入している。しかしながら現在も下位に低迷している状態であるので、それを認識し、関係各課、各学校、保育園及び保護者が危機感を持ち、目標数値を定めて真剣に取り組む必要がある。

(3) 児童の体力強化について

国より平成 31 年度から実施するよう指導のあった運動部活動の社会体育への移行は、本町小学校では平成 30 年度から大きな問題もなく実施されている。

しかしながら各小学校では、児童の体力低下につながるとして、それぞれ対応に苦心されている。例えば白旗小学校では、通学時や校内での歩行数や、校庭等を走った距離を九州一周に当てはめ、児童のやる気を引き出す工夫をされるなど、各校においても知恵を絞られている。

学校教育課としては、児童それぞれに体力測定に目標値を示すなどして、児童はもとより保護者に対しても自主性を促すべきである。又、社会教育課においても、体力向上に重きを置いたイベント等も講じられたい。

小学生時に十分な基礎体力を身に着け、県平均の数値を上回って中学校に送り出されるよう要望する。

(4) 空き家バンクについて

町内にある空き家、空き地を登録する「空き家バンク制度」が本年度からホームページに掲載されているものの、未だに登録件数は0件となっている。

現時点で10件の相談、2件の申請があり審査中となっている。新規の事業を始めるときには順調に進むように事前の準備が必要であると考え。年度の登録目標もなく、猛省を促したい。

(5) 避難行動要支援者名簿について

個人情報に関する問題で、町条例により、嘱託員さえも取扱協定を結ばないと名簿を渡せないこととなっている。50地区中、未だに5地区程度としか締結されていない。この名簿には約250名が記載されているが、これでは災害時に対応できないので、全ての嘱託員と早急に締結し、要支援者の身の安全を図られたい。

(6) 若年者の退職について

勤続年数が2年に満たない若年者の退職が目立っている。退職は本人の意思であり、難しいところではあるが、職場内環境のチェック見直しも必要であると考えられる。昔ながらの上からの指導体制では、今の若者の気風が掴めない面もあるだろうし、指導体制、研修体制の一新が求められる。

宮崎県の日南市では、「褒める」をコンセプトに、環境改善に取り組まれていると聞いている。先進地等を参考にして、ぜひ明るい職場環境づくりに取り組まれない。

IV. まとめ

平成30年度当初予算は8,435百万円。9月までの補正を含めると総額8,252百万円であり、平成29年度の実績12,228百万円よりは減ったものの、膨大な予算金額となっている。当面、災害復旧はもちろん、町の復興に全力を注ぐことが肝要である。

このような中、復興住宅52戸の建設が本年度中に完成の見込みで、入居者も決定している。また買収できなかった土地があって縮小を余儀なくされたが、それに隣接して子育て支援住宅20戸（6月下旬）と防災公園（9月頃）も完成予定である。

さらには、安津橋総合運動公園（仮称）のサッカー場2面が秋口には供用の運びとなるなど、明るさも取り戻しつつあり喜ばしいことである。

こうした施設には、完成後の利用をいかに効率的に運営していくのが課題であり、また公園のメンテナンスは、スポーツ施設の維持にとって重要であり、必要十分な予算化をすべきである。

本町の復旧・復興と魅力ある町づくりのためには、多大な資金を必要とするために厳しい財政運営を強いられるが、財源の確保と健全財政の確立に努められたい。